

6 総総企第 516 号

令和 6 年 12 月 3 日

東京都地方独立行政法人評価委員会

委員長 大野 高裕 殿

東京都知事

小池 百合子

(公印省略)

東京都公立大学法人の役員報酬支給基準の変更について

標記の件について、別紙令和 6 年 12 月 2 日付 6 東公法総総第 1013 号により、東京都公立大学法人の役員報酬の支給基準を変更した旨の届出がありましたので、地方独立行政法人法（平成 15 年法律第 118 号）第 56 条で準用する同法第 49 条第 1 項の規定に基づき、通知します。



6 東公法総総第 1013 号

令和 6 年 12 月 2 日

東京都知事

小池百合子 殿

東京都公立大学法人

理事長 山本良一



役員に対する報酬の支給の基準の変更について（届出）

令和 6 年 12 月 1 日付で、役員に対する報酬の支給の基準について、以下のとおり変更いたしましたので、地方独立行政法人法第 48 条第 2 項及び同法第 56 条第 1 項の規定に基づき、届出いたします。

【変更前】

常勤役員

号給	年俸額
1	14,383,000 円
2	15,500,000 円
3	16,658,000 円
4	18,242,000 円
5	19,664,000 円
6	21,086,000 円

非常勤役員

職	日額
理事	35,400 円
監事	31,900 円

【変更後】

号給	年俸額
1	14,727,000 円
2	15,878,000 円
3	17,051,000 円
4	18,676,000 円
5	20,136,000 円
6	21,576,000 円

職	日額
理事	36,200 円
監事	32,700 円

【適用年月日】

常勤役員 令和 6 年 4 月 1 日

非常勤役員 令和 7 年 4 月 1 日

